

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 介護事業者による高齢者虐待類型

区 分	具 体 的 な 例
<p><b>i 身体的虐待</b></p>	<p>①暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする。つねる。蹴る。殴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。等</li> </ul> <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li> <li>・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li> <li>・食事の際に職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。</li> <li>・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 等</li> </ul> <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
<p><b>ii 介護の世話の放棄・放任</b></p>	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にゴミが放置されている、ネズミやゴキブリがいる等劣悪な環境に置かせる。 等</li> </ul> <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない、あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。等</li> </ul>
<p>区 分</p>	<p>具 体 的 な 例</p>
	<p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。</li> <li>・ 必要なメガネ・義歯・補聴器があっても使用させない。 等</li> </ul> <p>④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 等</li> </ul> <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること。</p>
iii 心理的虐待	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 怒鳴る、罵る。</li> <li>・ 「個々（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出す」などと言い脅す。等</li> </ul> <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排泄の失敗や食べこぼしなどの老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</li> <li>・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。</li> <li>・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。</li> <li>・ 子供扱いするような呼称で呼ぶ。 等</li> </ul> <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「意味もなくナースコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。</li> <li>・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>・ 高齢者の大切にしている物を乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・ 高齢者がしたくてもできないことを、当てつけにやってみせる。（他の利用者にやらせる）。 等</li> </ul> <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人に意思や状態を無視してオムツを使用する。</li> <li>・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など</li> </ul> <p>⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> <li>・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。</li> <li>・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 等</li> </ul>
区 分	具 体 的 な 例
	<p>⑥その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子での移乗介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し、他の職員に見せる。</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 等</li> </ul>
<b>IV性的虐待防止</b>	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> <li>・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話をさせる）。</li> <li>・わいせつな映像や写真をみせる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排泄させたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 等</li> </ul>
<b>V経済的虐待</b>	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。</li> <li>・金銭・財産等の着服、窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。</li> <li>・立場を利用して「お金を貸して欲しい」と頼み、借りる。</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。等</li> </ul>

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者の向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ、又は棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決 昭和25年6月10日）